



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 子 孝 夫
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員
兼 最 高 財 務 責 任 者 (C F O) 室 伏 伸 哉
(T E L . 0 4 3 - 2 1 2 - 2 2 3 2)

ストックオプション（新株予約権）の行使期間満了 及び特別利益計上に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 26 日開催の第 21 回定時株主総会決議及び平成 18 年 4 月 10 日開催の取締役会決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権について、平成 27 年 4 月 26 日をもって行使期間が満了いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	第 4 回新株予約権
(2) 発行日	平成 18 年 4 月 18 日
(3) 新株予約権の数	84 個
(4) 目的となる株式の種類及び総数	普通株式 25,200 株
(5) 行使価額	1 個につき 3,180,000 円（1 株当たり 10,600 円）
(6) 行使期間	平成 19 年 4 月 27 日から平成 27 年 4 月 26 日まで

※ 当社は、平成 18 年 3 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 3 株の割合で、平成 25 年 8 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の総数及び行使価額が調整されております。

2. 本新株予約権の行使結果について

行使された新株予約権の数 0 個

3. 未行使の新株予約権について

当社は、当社の業績向上に対する意欲喚起や士気向上を目的として本新株予約権を発行いたしました。しかしながら、行使価額と株価水準が乖離している状況が続き、本新株予約権の行使がなされないまま行使期間満了を迎えたため、未行使の新株予約権は、平成 27 年 4 月 26 日をもって会社法第 287 条の規定により消滅いたしました。

4. 特別利益の発生について

本新株予約権の消滅により、平成 28 年 1 月期第 1 四半期において、特別利益として新株予約権戻入益 434 百万円が発生いたします。なお、平成 27 年 4 月 9 日発表の平成 28 年 1 月期第 2 四半期（累計）及び平成 28 年 1 月期通期の連結業績予想に変更はございません。

以 上